

青森県報

第三千七百六十六号

平成二十五年
十一月六日
(水曜日)

目 次

告 示

平成二十五年青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領	(財政課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	三
障害福祉サービス事業者の指定	(政策課)	三
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院の指定	(障害福祉課)	三
公 告	(同)	三
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(県民生活課)	三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(文化課)	三
	(同)	四

告 示

青森県告示第七百八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき平成二十五年十月二十五日専決処分した平成二十五年青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領は、次のとおりである。

平成二十五年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

平成25年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）

平成25年度青森県一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,009千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ696,129,857千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5	地方交付税	220,152,992	20,009	220,173,001
1	地方交付税	220,152,992	20,009	220,173,001
歳 入 合 計		696,109,848	20,009	696,129,857
歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
6	農林水産業費	65,963,812	20,009	65,983,821
2	りんご振興費	852,933	20,009	872,942
歳 出 合 計		696,109,848	20,009	696,129,857

青森県告示第七百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
ちとせクリニック	黒石市ちとせ二丁目一三九	平成二五・九・六

青森県告示第七百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社トイフサポ一	株式会社トイフサポ一	弘前市大字高崎二丁目七の七	重度訪問介護	ホームヘルプサービスセンター「ずな」	弘前市大字高崎二丁目七の七	平成二五・一
株式会社トイフサポ一	株式会社トイフサポ一	弘前市大字高崎二丁目七の七	居宅介護	ホームヘルプサービスセンター「ずな」	弘前市大字高崎二丁目七の七	平成二五・一
株式会社トイフサポ一	株式会社トイフサポ一	弘前市大字高崎二丁目七の七	介護	ホームヘルプサービスセンター「ずな」	弘前市大字高崎二丁目七の七	"

青森県告示第七百八十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の四第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成二十五年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日	指定期限
松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	平成二五・一〇・六	平成二六・三・三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年十月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人道
- 三 代表者の氏名
李澤 道代
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市大字長苗代字幕ノ内三一の三
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、その自立や社会参加を支援する事業を行うことにより、障害者が社会の一員としての自覚を持ち、誇りと生きがいを持って生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年十月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 夢

三 代表者の氏名

岩崎 泰伸

四 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町蒼前東一丁目九の一七九四

五 定款に記載された目的

この法人は、発達障害及び自閉症の方々に対し有効と思われるあらゆる手法を取り入れ、一生涯を通して、住み慣れた地域での生活を実現するために包括的な支援事業を行い、誰もが安心して生活できる福祉社会の構築を目指すことによって、福祉の増進に寄与する事を目的とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭